

Title	英國經濟史研究の諸文獻(下)
Sub Title	
Author	高木, 壽一(Takagi, Juichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.4 (1923. 11) ,p.89(553)- 108(572)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19231100-0089">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19231100-0089</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 英國經濟史研究の諸文献 (下)

## 四 マナアの崩壊

第十五世紀中葉に到るまでに、マナア制度の生命をなす主要特徴たる領主耕地 (aemesne) の耕作に對する慣習的小作人 (customary tenant) の勤務は殆ど全く廢滅し、それに代ふるに貨幣的給付を以てせられた。こは最も大にして、最も廣汎且つ重大なる社會的變遷の一にして、所謂自然經濟 (naturnaturalwirtschaft) より貨幣經濟 (geldwirtschaft) への推移と稱せらるるものである。そは管に生産に於ける進歩を齎らせるのみならず、又舊組織の完全なる瓦壞の途を拓いたのである。此勤務に對する貨幣代納 (Commutation) の經過は其條件及其動因の兩者に關しても亦綿密なる研究をなすの價值ある問題をなすものである。

英國經濟史研究の諸文献 (高木)

此 Commutation の過程の概要は先づアシユレー教授自身の *Economic History I* pp22—33 及 Vinogradoff 教授の *Villainage in England* pp178—183 に見られる。既に本稿初頭に記せる如く前者に關する記述は省き茲には後者のみに就きて見るに Vinogradoff 教授は同書第六章 *Free Peasantry* に於て先づ農民階級の構成要素中に大體二種の農民即隸農と自由民とに分ちて後に曰く、

極めて多くの場合に於て實に吾人は如何にして自由と法律的安全が隸屬より漸次に發生し來れるかを見ること出来る。第十三世紀第十四世紀の社會生活に於ける大變遷の一は勞役に代る貨幣地代の代納に向ふ變動であつた。此全過程は其當時に於ける英國の經濟事情によつて容易に説明せられる。二個の重要な要因が協力して英國に特に有利なる地位を與へた。英國はヨーロッパに於て確固たる組織ある政府を有する唯一の國家であつた。即ノルマン征服以來、英國には政治的權力の集中と組織に

(五三)

向ふ間斷なき傾向あり。國家が地方的私的利益の犠牲となれ他のヨーロッパの諸國と截然たる對照をなしたのである。斯る事情の外的結果の一は下層固有英國民の階級の一致によりて支持せられ、ノルマン主義による財政制度によつて社會を治むる王權の發達であつた。又之に劣らず重要なは、各自其特殊の利益に努むる個人の單なる集合として行動せずして、一階級として行動せざるべからざる aristocracy の形成である。そは一階級として他階級の利害をも考慮し又時には代表せねばならなかつたのである。其政治的利益に由つて英國は他のヨーロッパ諸國に一世紀或は二世紀も進んで居た。英國海峽は既に外敵侵入に對する保護をなし、中央權力の存在は國內の秩序を維持し、各地方間の交通は商業の途を拓き、貨物の交換、貨幣の流通に有利なる反動を與へた。他の種の原因が之等の政治的影響と密接に提携して作用した。ヨーロッパ市場に對する英國の地位は當初より有利なるものであつた。國際貿易を齎らし、常に經濟的進歩を促進するの傾きある海運業の自然的發達以外に、新方面に於ける急速なる發達を説明する二個の特殊なる理由があつた。即ち、フランダースとの羊毛貿易は第十二世紀に勃興し始め、西北ヨーロッパの生活に於ける最も重要な商業的特徴をなした。且つ Normandy の領地及英國によるフランス諸地の領有は大陸との極めて活潑なる商業交通に對する市場と通路とを拓いた。總べて之等の政治的及經濟的事情の結果として、第十三世紀の英國が疑もなく自然的農業 (Nation al husbandry) より貨幣制度 (money system) へ推移しつゝあるを認めるの

である。(pp. 181-180) 其結果は國家及社會組織の各方面に見られる。政治の手段は經濟的變遷によつて變更された。傭兵が封建的徵兵に代つた。國王は容易に其農民の軍役を廢して、軍役代用金を徵收し、柔順訓練せられたる兵士を備ふるの途を取つた。同一の過程は全國を通じて聖界、俗界の領主の所領に於て行はれたのである。

他方に於て、農民も亦等しく其慣習による制度を脱却せんと熱望して居た。此變遷によつて、領主はより、大なる能率ある經濟的要具を得たるがために利益を受け、農民は支配に對する人格的隸屬より解放せられたるがために利益を受けた。實際に於て農民階級は領主よりもより多くを得たのである。因習は領主の利害及時代の事情の頗る變化せる時と雖も、尙打破すること困難なる或地位に農民を維持して居た。物價は變動し次第に騰貴し貨幣の購買力は徐々に下落したるに慣習による地代は其以前の儘であつた。(p. 181) 全過程は社會的意義をも有し經濟的意義のみではなかつた。Commutation は之を農業的勞役に限る時と雖も、明に其領民に對する領主の勢力を弱むるものであつた。人格的干渉はそれによつて除外せられ、マナーの關係は年一回或は數回或る納金を支拂ふ習慣に變じた。農民は其領主の農事の道具たることなきに到つた。其變化は勤務の貨幣代納が全村落について生じたる場合に特に明なるものがある。(p. 182) 尙以上の形態によるものゝ外、法の認むる所によつて從來の束縛より解放せらるゝものゝあることを擧げて居る。

而して、黒死病の前後に起れる Commutation の

範圍に就きて從來なされたる所よりも更に正確なる研究は page: The End of villinage in England, (Publication of the American Economic Association, May. 1900) である。

同論文中に於ける page の研究は極めて價值あるものにして、屢々引用せらるゝ所のものである即ち大體次の如き内容を有する。

中世後期の數世紀間、英國人民中の自由民階級及不自由民階級は其相互に截然なる分岐によつて分たれて居たのではないと云ふことより述べ始める。而して此論文に於て論せんとするは其不自由民階級たる隸農(英國東部中部南部諸州に於ける)諸權利の漸進的擴大と自由民と平等に到るまでの彼等の無能力廢止についてである。彼等隸農の身分を形成すべき權利及無能力(Rights and disabilities)の總括は 'villinage' と稱せられる。之等の權利及無能力は中世後期の數世紀に變遷の過程にありたるが故に此 Villinage なる語も各異れる時に於て異なる意義を有すると共に又此語は同時に二個の意義を有す。即人民の大部分の身分 status に對して與へられたる名稱たるのみならず、土地保有の或形態に對して與へられたる名稱である。……從て Villinage の廢滅を語るに就ては此二個の意義を記憶し、此兩者に起れる變化に就て記さればならない。(p. 3-4)

而して如何にして又何故 Villinage が廢止されたるかを理解

英國經濟史研究の諸文献 (高木)

せんがためには、其進歩改善の過程が始まる以前にありて其如何なりしかを知るの必要ありとて第十三世紀に於ける農村生活を解剖し、マナーの組織、其法廷等に就きて語り、第十三世紀の英國農村に於て小自由土地保有者と隸農の状態との間に大なる外部的類似あるも、而も其相異たるや、隸農の身分の本質は隸農の身體並に人格の其領主の不確定の意思に對する從屬に存するのである其從屬は次の三點に表はれる。即(一)隸農は彼の領主が彼の退去を許可する迄はマナーに留まらざるべからず。(二)隸農は彼の領主が命ずる所の方法及分量に於て領主に役務を盡さざるべからず。(三)隸農は若し領主にして沒收するを適當なりと認むれば、彼の人格の如何なるものをも或は全部をも領主に捧げざるべからず。との三個の點にありとなす。第十三世紀に於て、此從屬は多くマナーの慣習によりて制限せられたるは眞實なるも、尙領主が隸農の身體共に財産に就てなす支配に關して多大の不安定があつた。從て、マナーに於ける多くの自由民の状態と隸農の状態との間の外部的類似ありしにも係らず、其兩者間の眞實の相異は大なるものであつた。(p. 4-11)

而して Villinage の本質が領主の意思に對する從屬に存し、其意思の行使に對しては或制限が慣習によつて課せられたるが故に、如何にして之等の制限が身分の表はるゝ三個の義務に關して作用せるかを指摘するの必要あるべしとて、以上三個の隸農の義務を順次に採りて説明する。

先づ隸農の移動の自由に就きて見るに、第十三世紀の後期に於ては、隸農にして希望せんか必要なる許可を得ることは甚し

(五五)

く困難ではなかつた如くである。其當時漸次マナアに於ける人口に増加ありたるも、領主は此人口の増加を利用し得ざりしかば、小額の貢納を以て容易に其許可を受け得たのである。而も隸農は未知の地に到りて勞働するよりも寧ろ生地に於て勞働することを喜び、退去の許可を求むるものは比較的稀であつた。即其生地に留まるべき義務は其當時に於ては甚しく苦痛なりしものと見るべきではない。其當時に於ける眞の制限束縛たりしものは經濟的性質のものにして、他の地に於ける彼等の勞働に對する需要の缺乏に存したのである。隸農が退去の許可を受くるに際して貢納する *chivage* or *Headmoney* と等しく他のマナアの自由民或は隸農に自己の子女を嫁せしめんとする時は、領主に對して女子を失ふ報償として *Merchet* なるものを貢納したるも共々に小額であつた。且つ隸農は領主の許可なくして外部の者と契約をなすことは出来なかつたと信すべき理由がある。

第十三世紀には隸農の第二の義務即領主に對する役務の大部分は隸農の土地保有の理由によつて當然なるものと看做されたるものにして隸農の自分たるによりて領主のために勤務するものではないと認められたるも、領主は隸農に土地を保有し又從て勞働を強制することが出来た。又領主は役務の輕き土地より、重き役務の附せられたる土地に隸農を移し、或は又、隸農の耕作を變へずして其役務の量並に性質を變更することが出来得べきものであつた。しかし、實際に於て、此義務は左程苦痛とは考へられなかつた、マナアの慣習により領主の意思は頗

る左右せられ、此慣習は隸農をして其耕作に於ける前代者より以上の勤務をなすの要なしとし、勤務を變ずるには耕地を變へなければならぬものとしたからである。マナアの記録に記さる隸農身分より出づる唯一の勞務は、戸長たるの任をなすべきことのみであつた。

(三) 第三の義務に對しても亦、マナアの慣習の影響は多くの點に於て其結果は他に對すると相似て居る。領主以外の總べての人との關係に於て隸農は恰も自由民たるかの如く取扱はれ、彼の所有物に關する行爲に於て、第三者は隸農をも其物の所有者たるかの如く取扱はざるべからずと雖も、隸農の有する物は悉く領主に屬し、彼の生産し獲得する物は總べて領主のためである。法は斯くの如くなれども、實際に於ては、隸農は殆ど領主の干渉なくして、此世の財を賣買し保有し享有したのである。其或者は大なる富を獲得し、領主より、幾多の重大なる權利と役務免除とを購ひ得た。若し實際が法に従ひしならば、領主は諸特權を貨幣に代へて許與することなくして其購入金を沒收したであらう。領主が隸農の財貨を沒收し得べき場合は實に各マナア毎に慣習によつて定められ其慣習の違犯せられしことは稀であつた。隸農が其義務を怠れるか否かは、マナア法廷によりて決せらるゝのであつた。(註一)

領主は隸農より勞働或は貨物を受くることなくば、マナアに隸農の在住するも何等の利益をも受けざるものなるが、隸農の財貨の沒收せられたる場合少なく、又慣習によつて定められたるを以て見れば *Villainage* なる制度は、領主耕地の耕作のた

めに豊富なる労働の給供を確保せんとすることを主たる目的となしたることは明である。領主は隸農の身分についてよりも、其小作保有関係について多くの利害を有すべきことは自然であつた。

次いで Page は隸農の役務を行ふを其特徴とする慣習的小作 (Customary Tenure) の内容を、其勤務の不安定なること、各マナアに於て其労働量の極めて相異なること、隸農の役務の重なるもの四種類。並に附加的役務等を説明し、隸農が國王法廷の保護を受けざること及隸農小作に對する法の解釋を擧げ進んで、第十三世紀に於けるが如き Villainage の本質は代表的マナア並に其農民の義務に關する其當時の記述によりて實に明になすを得べしとして、各地の實情を擧示して第十三世紀中葉に於ける隸農の状態を終り次いでそれより後約百年を経たる間に如何なる變化が生じたるやを觀察する。(p. 35) 第十四世紀中葉に到る約百年間、身分としての Villainage には全く何等の變化もなかつたやうである。しかし、隸農が其領主の意思に對する人格的隸屬は變ることなかりしとしても、隸農小作の本質については根本的變化が生じたりとは近年一般に認められて居るが Thorold Rogers が "History of agriculture and prices" に於て、第十四世紀の中葉までに、隸農にして役務をなしつゝありし者極めて少なく、最早彼等は從屬的たることなかりしとの説並に「黒死病」以後の勞銀の騰貴による困難より免れんとするマナア領主が舊制度を復歸せしめんと努力し、其反動的壓制が一三八一年の所謂「農民一揆」を勃發せしめたりとの説を述べてより

Stubb, Gneist, Green 其他の史家は之に贊したるも、Cunningham は一般的には役務の貨幣代納はローシヤースの云ふ如く斯く早く行はれず、第十五世紀を通じて行はれたりとなし、一揆の主要原因につきましてはローシヤースと説を同じくした。然るに Ashley 教授は隸農の役務廢止の時期に就ては、Page の説に贊し、農民一揆の原因に關する説には反對し他の根據によりて説明せらるべきことを指摘して居る。

而して之等の諸家の間に論ぜらるゝ該問題の解決せられ得べきは唯、マナア役務による記録に頼るの外なく、之によりて見れば、第十四世紀前半の末に於て勞務を年納の一定貨幣額に代ふることは實に既に始まれるも極めて僅の進歩をなしたるにすぎなかつた。そは即ち斯る變遷が次の如き該方面に於ける國家の經濟事情の進歩を前提條件となすものであるからである。(pp. 36—39)

(一)自由民の増加。若し領主にして隸農役務を廢止したる時マナアの耕作を抛棄するを欲せずとせば、領主は以前隸農によりて行はれ居たる作業を行ふに充分なる自由労働者を雇傭せねばならない。各マナアに於ける極めて少數の労働者の外に、自由民増加を來たすべき三途があつた。即ち(イ)隸農の逃亡。黒死病以後、隸農の逃亡はそれによりて自由を得んがために極めて一般に行はるゝに到つた。而してマナア領主が逃亡せる隸農を復歸せしむるは決して容易なることではなかつた。四日以内に逮捕せざれば、法廷の裁きを要し、且つ國王法廷は故意に隸農の復歸を妨げ、又近隣のマナアより有利なる條件にて隸農を誘

引するものもあつた。極めて屢々斯る逃亡者は國王領の特權都市に赴き其地に在住一年一日を経れば自由民として認められた。(ロ)領主による隸農の解放。自由民増加の第二の途は之にして隸農によりて購はるゝことあり、又無償にて領主より與へらるゝこともある。(ハ)時效に由る自由の獲得。領主がそのために土地を發見し得ず、從て雇傭し得ざる者の少數階級が多くのマナアに於て發生し、之等の人々に對しては、マナア外に住むことを許され、之等の子孫は、領主が彼等の所定の歸來を強制する權利は時效の期間を有するが故に、自由民階級の増加に貢獻すること大なるものであつた。

(ニ)貨幣の存在、役務の貨幣代納の生じ得べき前に滿されざるべからざる第二の條件として隸農をして彼等の負擔の大輕減に對して彼の領主に支拂ふを可能ならしめ、又それによつて領主が必要とする所の勞働を雇傭するの力を與ふるに充分なる貨幣が國內に流通して居らなければならぬ。黑死病以前の三十年中には此第二の條件は滿されて居なかつたやうである。從來諸家の指摘せる如く(例令 Vinogradoff 教授の既に云へる如く)英國は他の諸國に優れる所ありしと雖も、Kentを除けば多くのマナアに於ては主として自然經濟が行はれて居たと云つてよい。此新制度はエドワード三世の治世半ば以前には田舎地方にては大なる進歩をなさなかつた。Catalisの却掠及新織物工業は其時より以後、流通貨幣の量を増加したれども、人口の約半數を死滅せしめ而も運用資本並に貨幣を舊と同様になし置くことによりて、物々交換の制度より貨幣支拂の制度への變遷を

促進したるは更に「黑死病」であつた。此事件より以前には、其變化は、隸農の役務の完全なる廢止を可能ならしむるに充分なる程進んでは居なかつたのである。

即ち Public Record Office, British museum, Library, St. Paul's Cathedral, 等に保有せられたるマナア記録によりて見れば一三二五—一五〇年の八十一のマナアにつき、隸農の役務の行はるゝ程度、並に全く廢せられたるマナアを擧げ其全く廢止せられたる所は僅に六所にすぎざること詳細に表を以て示して居る。(245)隸農役務の關する限りに於ては隸農小作は第十四世紀の中葉にては其百年前と異なる所なかつた。該隸農小作の附帶義務についても同様である。

以上を以て Commutation の諸前提條件並に第十四世紀中葉に於ける、狀態を終り次いで、所謂「黑死病」が之に對して如何なる衝動を與へたるかを觀察する。一三四八年に發生せる「黑死病」が蔓延、竭竭の間は農事は全く無秩序に陥り、或マナアにては耕作は全然行はれなかつた。之によつて英國の農業は中絶破壊せられた。即ち其舊時組織と、勞働力とを破壊せられたのである。此舊組織の破壊せられたる混亂の時こそ生存せる隸農の好機會であつた。

「黑死病」が Villains に對する影響如何は、隸農小作の最重の附帶義務たる其役務遂行の義務に對する影響より述べざるを便とする。農民の約半數を滅せる「黑死病」の一結果は隸農役務の多くが忽ちに消滅せることがあつた。而も領主は之に對して生存せる隸農に負擔を増加せしむることは出来なかつた。即

ち慣習の束縛により又入口減少による勞務増加の不可能なること、且つ領主が其意思を遂行すべき手段のなかりしこと等の理由のためであつた。加之農隸は寧ろ従來の負擔を輕減せんと企てたのである。之に對して領主は事多く隸農の逃亡を恐れて讓歩し、役務の貨幣代納等を承認したのである。既述の如く以前も逃走者無きに非ざりしも、今や先の事情と異り、織物工業が職を興へ、且つ近隣のマナアにても、有利なる條件にて迎へらるゝこととなり、從て逃亡は極めて一般に行はれ數年續いた。之によりて Commutation は長足の進歩をなした。時には隸農の全部が同時に役務より解放せられたることありしも、概ね此變遷徐々に各隸農が貨幣を以て納代し得るの用意を得るに従ひて漸次に行はれたのである。

而して既に前代に起れる貨幣經濟は幾多の事情により加速度を以て進歩した、(alais の却掠は國內に於ける貴金屬存在量を頗る増加せしめ、又新織物工業は貨幣の急速なる流入を促進したりとは雖も、此時代に於て、重要な衝動を貨幣經濟に與へたるは實に「黒死病」であつた。人口の半數を死滅せしむるによりて、貨幣の一人宛の數量を倍加した。大體に於て「黒死病」は舊制度に對して廢し得ざる打撃を加へたのであると云へやう Rogers は、第十四世紀後半に急速に行はれたる、マナアを總べての權利並にそれより生ずる自得物を一定年限或人々に貸貸するの習慣につき、其原因を勞銀の騰貴に求めたれども、寧ろ之が普及の説明は、農民の舊勞務に代ふるに貨幣的支拂を以てせるに在るであらう。貨幣經濟の發達が Villainage の廢止とマナ

アの貸貸とを可能ならしめたのである。「黒死病」は此發達を促進し、役務の貨幣代納並にマナア貸貸の過程に刺戟を與へたのである。

Page は續いて「黒死病」後三十年間に如何に廣く Commutation が行はれたるかを示さんがために百二十四のマナアにつき、隸農によりて行はれたる勞務の程度を詳細の表を以て掲げる。其中該後期間中に、隸農の役務の全然廢止せられ又は既に廢止され居たるマナアは三十七を數へ、一三八〇年に到るも、尙マナアに於て必要な總べての勞働を隸農がなせるマナアの數は其中、十四(一三八〇年の記録を有せず一三七〇年のもの)にては、四マナア)にすぎざることを示す。

而して隸農小作については斯る大變化が生じたるも隸農の身分 (Status) については全く何等の變化もなかつたのである。若し Villainage なる制度となさんとするの主要目的即領主耕地の耕作に對する充分なる勞働を得ることが、最早該制度によりて滿されざるならば、其存在の理由は消滅したのである。蓋し領主は身分としての Villainage より殆ど何等の利益をも受け得ないからである。然し領主は舊制度の再建せらるゝの時來たるを待つて居たのである。領主が妨止せんとせしにも係らず、隸農の數は急激に減少し始めた。隸農は Villainage の本質を變更し得ざるも、自己の階級より脱出して自由民となることが出来た。自由を求むる隸農の主要手段は、身分の否定にあらずして、該マナアよりの退去であつた。

斯くの如きが即ち一三八一年の「農民一揆」前の事情なるが

故に其原因に關するローツヤース等の唱ふるが如き、説の謬れるは明である。其他、此運動の首謀はケン卜州の者によりて行はれたるに、同州の者は Villainage の桎梏の下にあらざりしを以て、他に其目的の存せしは明にして、且つ完全に役務の貨幣代納が行はれ居たるマナアより一揆に参加するもの多かりしに舊慣習の尙行はれ居たるマナアの農民は動かざりしこと、地主に對して悪感情の甚しからざりしこと。都市の住民並に自由労働者も俱に少くとも隸農と同じく該一揆に深い關係を有して居たこと等を見るのである。一揆に参加した隸農が自由を得んと努むることありしも、其自由たるや、苛重ならんとする負擔よりの解放自由にあらずして寧ろ彼等の以前の負擔の殘物、即ち彼の階級の多くの者が既に解放されたる未だに残れる負擔よりの解放にして彼等は益々完全なる自由の利益を認めたるのである。領主より何等の壓制のすべきものなしと雖も、下層階段の不平には充分なる根據があつた。其主たるものは Estates of Laborers であつた。

しかし、農民一揆は忽ちに鎮定され、Villainage に關する限りには於ては、毫も其影響を有したるの證左は存せないのである (p. 172)

而して「黒死病」後直ちに始まれる隸農小作に於ける大變化は「農民一揆」によりて何等阻止せらるることなく且つ同様に繼續した。其結果第十五世紀前葉の末(一四三〇—一四四〇)年頃に於て、隸農役務の廢止は完全に近くなつたことを百四十三のマナアを擧げたる表を以て示す。(p. 178—82) 勿論尙若干のマ

ナアにては隸農は少しの勞務をなし、極めて少數のマナアにては多くの勞務をなせるも、之等のマナアの多くに於ても圍墻の時代が始まるや忽ちにして其廢止は完成せられた。從て一四五〇年後には、隸農の強制労働によりて耕作せらるマナアを發見するは極めて困難なことであつた。隸農役務より貨幣時代への變遷の完成を以て隸農小作は終滅したと云へるであらう。舊附帶義務の若干尙殘存せるも、隸農小作の本質は隸農役務の不確定に存するものにして、舊農業役務が一定の貨幣支拂に代れる時、此不安定は消滅したのである。

而して其保有關係は次第に新名稱によつて呼ばるゝに到れること、並に此過渡期に於ては隸農耕地に關してマナア法廷に於ける行事に極めて多くの混亂あり Copyhold と Casehold との間に截然たる分割のなされず、又此兩者が各々領主の意思に依據せる程度に關して何等確たる理解無かりしが如くなること等を述べる。時になされたるが如く、一定貨幣時代の成立は即ち隸農耕地の農民に以前よりも大なる確固たる地位を與へたりとなすは、殆ど正當とは云へないのである。農民は彼等の役務の性質に於て生ぜる變化に於て地位の安全を増進したるにあらずして、領主がより有利なる條件にて耕作せしむるを得ざる其當時の經濟的事情に得たのである。然るに第十五世紀中葉まで、此事情は頗る農民に不利益なる方面に變化し始めた。舊三圃耕作制度は衰へ、領主は他の制度によつて其土地を耕作するを以てより有利なりと認め或は其土地を牧羊に向けた。即圍墻の時代が始まつたのである。形勢は全く一變し農民は最早や、逃走

脅迫によつて領主をして讓歩せしむるを得なくなつた。寧ろ、農民の退去は彼等の領主を牧畜のため或は輪栽耕作のために圍墻するの機會を與ふるものとして歓迎せられた。從て其當時の經濟的事情によりて與へられたる安全は此農業革命によりて破壞せられたのである。次いで圍墻の時代に起れる農民放逐を説明せんがために *Leetam* がマナアに於て二種の隸農小作即 *tenure in villainage* *tenure in burgage* の別ありと云ひ。前者は後に *Cokphod* に變化し國王法廷に保護せられたるも、後者は然らずとの説をなせるに對して、此兩語は共通し用ひられ、恰も同一事に對する二名稱にして、兩者は共に *Copyhold Tenure* に進めるものなることを明にし、且つマナアより放逐せられたる農民は自由民にあらずして寧ろ隸農なること並に其保有が、不自由民に何等か、獨特のものなりしことを示すべき證左の存せざるを主張する。

身分としての *Villainage* は隸農小作の如く早く消滅しない。領主耕作に於ける強制勞働より雇傭勞働への變遷により *Villainage* の存在の主たる理由は失はれたのである。而も舊制度への復歸の望みある間は領主は農民を生地に止めて置くに努力した。マナア領主の司法權の徐々たる衰微並に議會法令による斯る權力の治安判事への移動によつて領主は之が手段を失ひ又隸農の義務を遂行せしむるの手段を失つた。マナアより退去せる者の職業住所等は記録され、之によつて如何なる程度にまで、中世後期に於ける英國の商業工業海運業の發達が *Villainage* の廢止に負ふものなるかを知る。英國の商業政策と植民政策と佛

國のそれとの間の相異對照は多く、其政策が始まれる時に佛國に於ては未だ農奴の状態にありしに、英國にては多數人民の既に有したりし移動の自由を負ふ所大なるものあるを、從來指摘せられて居ないのである。領主の承諾なくしてマナアを去れる逃亡者は屢々他のマナアに移れるも、其多數は都會に移つて行つた。都市が初めて人口並に富に於て急速に増大し始めた時が又 *Villainage* の廢止が始まれる時なることは極めて重大なることである。後の都市繁榮の多くは、以前土地に束縛せられたる人民の大階級によつて獲得せられたる移動の自由を負ふものである。それと同じく都市の發達は都市が勤勉なる移住者に對して機會を與ふるによつて *Villainage* の廢止を促進したのである。

第十五世紀を通じて隸農の階級は絶えず減少しつゝ、ありしのみならずそれによつて其身分が表明せらるゝ隸農の諸義務は漸次に輕くなつて來た。隸農義務の廢止と共に隸農が其隸農の耕地を變じ其役務を増す權利は廢絶に歸した。第十五世紀に於ては之が行使の場合を見るは稀にして、益々之を發見するは困難となつた。且つ隸農の財産權も實際に於て自由農民の財産權と同様に充分領主によつて尊重せられるやうになつたのである。*Villainage* は消滅したれども、尙第十五世紀後にも殘れる之が痕跡は如何に廣く該制度が行はれたるかを臆氣ながら示す。第十六世紀に於て *Villainage* は或は好古家にとりては興味あらんも、經濟史研究者にとりては重要でない。蓋しそは最早、一國の後代の發達を阻止し或は促進し得る制度たらざりしを以て、

ある。

Page 教授の研究は大體以上の如き内容を有する。而も筆者が斯く長く其所論を説述せる所以のものは此論文の出で、より後、此問題の研究は新なる階梯に進みたるものにして、此時代の英國經濟史の如何なる研究書と雖も此論文に據り或は引用せざるものは殆ど絶無であるからである。

此 Commutation は農民の側に於ける自己の尊重及獨立の意識の向上を意味し又總べての農業労働の能率増進を來し、小作農民及 Colter 等の幸福の増進を意味するものであつた。

而も殆ど同等に重大なる他の變化が同時に生じつゝあつたのである。即ち第十四世紀後半に到りてより時々、又第十五世紀に入りては遙かに繁しく領主耕地を、其土地に關する農民の勤務及地代を抱含する、諸權利及自得物と共に短年限の間、賃貸するの常習がマナー領主の間に行はるゝに到つたことである。此點に關しては Thorold Rogers の所謂 "Land and Stock Lease" に C. S. Rogers; Agricultural and Prices, vol I, pp, 24—25, 667—668

或は又 Six Centuries of Work and Wages を參讀すべしと云ふ。即ち

大疫癘 (Great Plague) 前の數年間、地主は折々土地を賃貸するの習慣を有した。若しも所領地が餘りに遠くして容易に到達し難き場合には此方法を採るを便宜としたのである。……所領地の遠き時は所有者の間斷なき監督困難にして又其所領地が國境に近き時は絶えず荒掠され易いのである。又時に其所有者は、一定地代にて永久的小作權を與ふる通常方法の下に、全マナーの賃貸借契約が行はれて居たる所領地を相續し或は購入した。其制度の下にありては労働の貨幣代納は必然事となる、蓋し領主が自己の掌中に何等土地を有せざるに於ては労働による地代 (Titho rent) は少しも利用され得ないからである。時に地主は、自家特殊の理由により、通常の場合には自ら耕す土地を或借地人に種々の期限にて賃貸を許し、其期限の滿了するや其所有地を回收し、地主の資本を以て自家の代官執事をして耕作せしむる舊制度を復歸せしめた。それは近き所有地に於ても亦遠き所有地に於ても生じたるものにして、恐らく地主が有利なる條件を有したるか又は充分信するに足るべき執事を得るの困難なるがため等の事實によるか、或は又地主が自己の家計の一时的の窮乏に苦しみて即時の多額の出費及必ず執事の掌中にありて極めて多額に上ることある未納金等を避けんがため等によるのである。時に之等賃貸借は長期にして三十年或はそれ以上に及び、時には短くして五年或は七年間である。時に領主は

耕地は貸與し、特に家畜を飼養せる場合には、放牧地を保留して羊、牛馬飼育場にのみ限定することがあつた。蓋し牧畜場の監督は家畜に投ぜらるゝもの以上には、作業資本を要すること少なく又未納金の場合も少なかるべきこと明白であるからである。領主耕作の廢止は大疫癘の後種々の時に發生した。こは一面に於ては、事態が復舊すべきことを望み、或は低廉なる勞働を得らるべきこと、或は有效なる議會法令(Acts of Parliament)又は敕令等の出づべきを望みて此變遷に反抗する地主達の保守的思想に因るのである。

宗教的半宗教的團體等の場合に於けるが如く、地主が土地と共に *the* 有する場合にも結局 *the* の權利は其牧師 (vicar) に貸與を許し、結局小作農民は地主の地位に代ることとなつた。舊制度の行はれたる時に、領主が其土地を貸與する場合には領主は常に土地と共に家畜及農具 (Stock, live and dead) をも貸與した。之等の資本は貸借契約に詳細に記載され年々檢閲後小作人の記録の裏面に記入される。此土地及家畜(農具)貸附の發生に當りて、地主は僅に小作人が求むべき、或は地主自身の資本の損耗を補充するに必要なるべき、量額のみ残して、自家の所有物及家畜類を賣拂つたやうである。一般に地主は家畜農具と共に或量の播種用穀類、時には勞銀のため及食糧としての穀物をも貸與した。總べて之等は、小作人が其期間の終了に際して、農場に残されたる農具類の査定額と共に合理的なる減價を除き一定價格に於て返還することを契約する。領主は常に其所領地の回收並に舊資本家的地主制度の下に於ける耕作を企

圖した。自己の資本を悉く賣拂ふことは、其舊關係を回復するを困難ならしめ、恐らく、より有利なる條件の下に於て其當時一般に行はれたる制度に歸る手段を失ふこととなる。

新なる *stock and land lease* は一般に短期にして七年乃至十年である。之が利益は明に領主が其期間の末に於て彼の資本の適法の還附に對するよき保障を有することである。領主は常に建物を整備し置くことを契約し、又小作人に對して瘟疫 *plague* (動物の生命に及ぼす總べての疾病に用ひらる) による羊の損害を保證するを約し一方小作人は *sheep* (羊の疥癬) の危険を負ふ。小作人に對して最小限の損害を負擔せしむると雖も其危険は些少ではない。小作人が負擔すべき最大限度は資本の一割であつたやうである。屢々地主は二割より以上にまでも小作人に賠償せねばならなかつた。此外に地主は、穀價の極めて低き時か或は又、農民が其收穫高に或は其作物の品質上に重大なる損害を受けたる場合には、小作人を扶助せんことを期待された。換言すれば領主は夙く、小作人が蒙れりと確言する災害の一部を受くべきことを知つたのである。蓋し家畜土地貸借の下に於て領主が差押へ得べき財貨の量は必然小作人の作物及財産に限定せらるゝからである。

次いで *Roberts* はアダム、スミスが國富論第三編第二章に於て、此制度と分益小作制度とを比較したることを述べたる後、分益小作との相異として、次の諸點を擧げる。即ち (1) 土地家畜貸借 (*land and stock lease*) は本質上一時的便法たること (2) 地代は定期の協定に依るものにして固定量に非ざること。資

本(家畜農具類)は小作人に對して評價せられ、貸借の終結に際して小作人によりて償還せらるべきものなること等である。此 *lend and stock lease* は地主及小作人の兩者にとりて共に必至の事にして又兩者にとりて利益であつた。後者即ち小作人をしては、其保有耕地を増加せしめ利益の限界、及貯蓄を増大し、又自己の資本を有する小作農或は自由保有 (*freehold*) 或は公簿保有 (*copyhold*) の土地の購入者たるを可能ならしめたのである。(Wright and wages pp277—282)

以上 Rogers の述べたる所の梗概なれども、其中特に、分益小作制度との比較對照に關する點は誤謬に陥らしむるものであるとの非難がある。即ち *land and Stock* か *lease metayer system* との共通に有する唯一の特徴は地主による家畜の補給である。分益小作制度の下に於てはそれさへも普遍的にも一律にも行はれなかつたのである。英國中世の農民は一定の貨幣地代に對して契約したるに、分益(或は折半)小作の本質的特徴は生産物の或協定せられたる又は慣習による割合、普通には半分、を地主へ納付するにある。加之、英國農民の保有耕地は當初より比較的廣大なりしも、分益農の耕地は殆ど全べて狹少であつた。實に前者は

領主耕地 (*demesne*) に於ける領主に代り、後者は小なる隸農小作人より生じたる(或は隸農の地位を占むるものであつた。農奴の生産物の半を地主に與ふると、農奴の作業週間の半を與ふると(其孰れが前なるにもせよ)の間の關係は密接なりと雖も、吾人は英國に於て分益農の階段に當るべき何等の證左をも有せないのである。(Ashley; Economic Organisation, pp55—56)

第十五世紀の後半に到りて、英國に嘗てありし孰れの現象とも異なる一つの運動が起つた。即ち圍墻 (*enclosure*) の運動である。而も其當時の状態の下に於ては耕作地を侵略することなくして大規模に圍墻を行ひて牧羊をなすことは殆ど不可能であつた。而して圍墻は事實極く一般に、開放地に於ける慣習的小作地の消滅を來すものであつた。此圍墻運動によつて生ぜる諸變遷の法律的性質は從來多く論ぜられ來りたる問題である。特に隸農小作の法律的性質及其圍墻に對する關係に就て先づ論争は Ashley *Economic History* vol II Pp. 272—283 によつて開かれたのである。

(1) 大多數の慣習的小作人の地位に關する其當時の法律論如何、及(2) 其法律論の實際的效果如何、の二個の問題が先づ生ずる。しかし茲に Ashley 教授の意見を約言するに止むれば、圍墻運動の初期の時代には、其諸々の變化は慣習的小作に關する法の不確實なる状態によつて助長せられたのである。多くの慣習的小作人は何等の法律的保障を有せなかつた。「終身」小作權を得たる者が死亡したる場合、其子は何等の法律的權利は主張され得ず、慣習は無視され得る。或は又到底支拂ひ得ざる貢納金を要求するによつて領主は其小作地を回収し、又は圍墻運動の初めの數年に於ては現在の小作人をすらも實際に放逐したる多くの場合があつたのである。

後には「慣習的小作人」も國王法廷によつて保護せられたるは眞實である。しかし、圍墻運動が起り初めたる時に當りて、國家の法廷は唯僅に慣習的小作人に所有權を認め初めたるばかりなのであつた。」と云ふにある。

而して此問題は國王法廷の保護干涉の有無に就

きつ特に Alexander Savine; English Customary Tenure in Tudor period (Quarterly Journal of Economics, November, 1904) に於ける法廷干涉の實例の發見に照して觀察せらるべきものである。此研究に於ける Savine 氏の目的は主としてチュードル朝時代に於ける公簿保有 (Copyhold) の法律的發達の經路を探り、如何なる程度にまで英國自作農民の運命が其小作保有關係の法律的特質によつて説明され得るかを決することである (ibidp12)

本論文の内容は先づ第一項に於て、ロシア人たる著者が英國農業史の研究に赴ける動因に就きて述べたる後、第二項に到りて彼の論文の出發點を Copyhold tenure の起源に關する研究に置く。即ち第二項は Copyhold の ツァイレイン 隷農よりの系統を論じ先づ其系統に關する Leedman; Pollock 及 Yirogradoff 並に Mairand 三異記を述べ之等の諸説を検證せんがために Copyhold の法律論の發達を研究する。其結果不自由民こそ Copyholder の祖先なりとの所論に到達し之を當時の文書の證左に照して其正否を検する。第三項「マナー慣習と Copyhold の不安定」に於て、「チュードル朝政府はマナー答内に干與するを敢て恐れずと雖も之をなすは、唯慣習が破壊さるゝ時のみであつた。干涉の主たる目的は慣習の支配の復舊にあつた。チュードル時代の公簿

保有 (Copyhold) に關する研究はマナア慣習の研究に始めざるべからずとて諸々のマナア慣習を擧げ、公簿保有の不安を示す。

第四項公簿保有 (Copyhold) の法律的保護に於て曰く、多くのマナアの慣習は國家の保護を必要としない。其慣習は國家が其保存を求むるを以て行はるものにあらずして、其維持が地方人民の有力者にとりて、必要或は有利なるが故である。封建的國家はマナア慣習を全く保護せず、或は保護をなすも極めて無効であつた。而も尙ほ完全に存在した。然るに、チュールドル朝の時代の頃に於て、マナアの慣習は領主に對する其魅力を失つたのである。……幾多の有力なる社會的勢力はマナアの慣習に反抗し、之を脱し或は又、機會だに來らば之を破壊せんとさへも考へるに到つた。チュールドル朝の下にあつては國家の法廷による慣習的農民階級の保護が封建時代には有することなかりし、重要性を獲得したのである。」(161)

而して、Savine は此第四項に於て第十六世紀の農民が國家の法廷によつて保護せらなたる幾多の實例を擧示して居るのである。

此問題に對する Savine 氏研究を利用せる最近の論争は Gohson 及 Tawney 教授によつて、其兩著書の中に於て行はれた。即ち前者は

A. H. Johnson: The Disappearance of the Small Landowner (1909) Pp62—72. である。

Johnson は本書第一章を、英國フランスの對照土地法の影響と題し、第二章「大疫癘と其結果」に於て、英國の土地保有關係を變化せしめたる、此大疫癘の眞意義を知らんがためには、此以前に於ける農村經濟の状態を明にせざるべからずとて、第十三世紀中葉に於ける、完全なる社會的、法律的單位としての代表的マナアより Great Plague 當時に於けるマナア内に於ける農民の性質種類等を述べ、隸農の三階級及之に對する Great Plague の影響之に對する地主の態度其他に就き、前掲 Vinogradoff, Page の研究 Ashley, Cwningham manland 等を引用したるも、茲に彼の結論を約言せんか、第十五世紀を通じて行はれたる主なる變化は小身分による Villenag. の完全ならざれども、急速なる消滅 (2) 保有關係による隸農數の減少。(3) 役務の貨幣代納の進歩と隸農保有(小作)の公簿保有 Copyhold への變化、(4) 多くの場合に於て相續公簿保有に代ふる、數代の公簿保有及數代の借地契約。(5) 自由保有民の數の増加、等となす (ibid P38)

第三章に於て、第十五、六、七世紀の圍墻。其範圍並に其諸結果に就て若し、其當時の文獻並に法制に信賴せば第十五世紀及第十六世紀初期の圍墻によりて生ぜる社會的紛糾並に苦痛は極めて大なりしことを認めざるを得ずとして T. More, Laing 等の書に現はれたる所を擧げ、然る後主として Gay 氏の研究 In-closure Eng'nd in the Sixteenth Century に據りて圍墻運動の範圍を究れ次の如き一般的結論に到論した。即ち圍墻運動は先づ大なる不平なくして種々の時に完全はれたる

英蘭南部地方及西部地方及、中部地方 (Midland) の東部北部諸州に發し、第十五世紀の末に於て初めて中部地方の主要穀物産出の諸州に及び、次いで之より次第に北方に向つた。最も多くの騷擾を喚起せるは此中部地方 (Midlands) の穀物生産諸州に於てであつた。訴訟は最も多く之等地方の住民より起り法廷に提出せられたる賃貸借契約の大多數は同諸州に關して居る。

こは、其時代の圍墻が、全部にあらずとするも、主として共同開放耕地を牧場に使用せんとするの目的に出づるがためと、特に小土地保有者の數の多き穀物生産地方に於ては他よりも多く苦痛に感ぜられたるがため並に其地方の諸州には放逐せられたる者を雇備すべき工業殆ど無かりしを以てである。又圍墻運動がそれによつて生ぜる騷擾非難のために一時阻止せられたるも之等の中部地方諸州であつた。(P53)

次いで圍墻によつて生ぜる農民の不平を醸せる不法行爲と稱せられたるものを列擧し、(P6) 更に圍墻による諸結果、第一にはマナア經濟を瓦壞せしめたること、圍墻が如何なる程度にまで地主の數を減ぜしめたるか (P58) を述べ、更にアシユレン教授の、Copyholder も何等の法律的保障を有せずとの所説に反對して、ヘンリー七世よりヘリザベスに至る Year Book は其當時公簿保有賃貸借は Common Law に於て決定せられたるの確證を與ふと云ふ。(P63)

茲に到りて Savine の研究による新事實を利用して此問題を論議する。此問題に對する Johnson の所説を約言せんか次の如くである。第十六世紀第十七世紀の圍墻運動に自由保有者か或

は真正の相續による公簿保有者かの、極めて多くの直接の追放が伴ひたるものとは思はれない。しかし小地主は多くの方面に於て害を受けた。斯くて地主が公簿保有不動産の世襲的性質の否定、或は之を數代の公簿保有又は數代或は數年の賃貸借への變更に成功せる總べての場合に於て、其地主及後繼者は極めて容易に其數年數代の期間完了に際して、實際に禁遏的買金の支拂によらずしても、契約更新を拒絶するによつて其借地主を占有することが出来たのである。之等の公簿保有者の多くは、法廷に於て支持され得べき、其保有地に對する何等の法律的權利をも有せずして、長く其土地を保有し、或る一種の時效による小作權を有する。其權利はマナアの舊慣習法及其法廷の保護の下に本體を取得すべきものにして、又國王法廷さへも適法と公認せんと企てたるものである。一言に盡せば法律的權利の侵害は多からざりしも、尙多くの不正 (Injustice) があつた。チャードル朝の法制は其不正を極小ならしめんとしたのである。

同じく此問題に就き Savine の研究による新事實を利用せるものは Tawney: The Agrarian Problem the Sixteenth Century P287—361 に發見することが出来る。

Tawney の本書は第十六世紀の英國農業生活の完全、精細なる叙述である。英國農業史に對する彼の主なる貢獻として見るべきもの、第一は、中部

地方及南部地方に於てヤードランド (yardland) の舊均勢は圍墻運動の遠く以前にありて既に慣習的小作人の間に交換及賣買によつて分散したる經路の説明。第二に荒蕪地及領主地諸部分を共に慣習的小作人に許與したる證左、即ち後代の圍墻の法律的性質及經濟的結果に些少なからざる意味を有する諸事實を舉示しかること。第三に Northumberland の保守主義の證明と小作農民の軍事的意義の説明第四に圍墻運動の結果に關し、從來知られざりし點が、殘存せる開放地都市に職を失へる Cotter が集合せることに注目せるによりて作られしこと及び特に興味を有するは政府干渉及其諸結果に關する彼の研究 (即同本書 PP. 351—400) である。(Economic Journal. 1913, p. 37. 參照)

しかし茲には唯 Copyholder の享有せる保護の程度如何の問題 (PP. 287—301) に止める此問題に就ては多く Savine の研究に導かれしことは著者自らの云ふ所である。

此問題は最も困難なると共又最も重要なものである。Copyholder は大多數のマナーにありて其數に於て他の總べての階級の

小作人全部を遙かに超過し、第十六世紀に於ては Copyholder の外、何の小作人もなきマナーがあつたのである。第十六世紀の農業的變遷の意味に關する觀察は極めて多く、Copyholder の法律的地位に就て形成せられたる所説に據ることとなる。

問題は、追放を以て脅かせる Copyholder が如何なる程度にまで、法廷より保護を享け得たるかに集中する。而も從來史家の間には、第十六世紀の Copyholder の身分に關して極めて異説ありとて、一方に於ては、完全なる法律的保障を有すと云へる Leiden の説と、及全然之と反對なる Ashley 教授の説とを擧げて各々其論評し、且つ Savine の研究は吾人が第十六世紀に於ける領主と Copyholder との鬭争を觀察する全立脚點を變更せしむべきものとなす。此問題を考察するに當り先づ第一の問題たるはマナー慣習に就てである。一のマナーの慣習は其マナーに特有個別的のものにして、其領主、小作人間の諸關係を決するものにして他に於ける關係を律せず Copyholder に就ても何等一般的法律はないのである。若し兩當事者が法に訴へんとするとせば法廷に於て問はるべき第一の問題は其マナーの慣習である。マナー慣習の重要性は他の種々なる方面に於ても示すことが出来るのである。

Copyholder がマナー慣習に從屬せることは、第十六世紀の諸變遷が Copyholder の位置を變ぜしめたる事實の説明を與ふるものである。Copyholder の地位を決定すべき慣習に關する最要の問題は (1) 保有者は其慣習によつて、相傳の土地を有するか或は又數年、終身、又は數代に土地を有するか。 (2) 保有者の

納付は固定或は不變のものか或は又其納付が地主の意思によつて増加され得べきものなるか。の二である。若し相傳の土地に非ざる時は其保有地は屢々マナア領主の手に歸り、領主は舊條件にて之を更新するか、増加せる地代にて賃貸するか、或は之を大農場に併合することが出來た。第二の場合に、納付が變じ得べき時は、禁止的負擔を課するによつて其土地を抛棄するの已むなきに到らしめることが出來た。此時代の Copyholder の眞の地位を正確に確定すべき唯一の途は之等四個の協定が數百のマナアの各々に於て發見せらるゝ、相對的割合を示すことである (P297)

茲に到つて Savine の擧げたる此四個の場合の數に、更に Tawey 自ら各地各時代の Copyholder の保有の長短及納付種類に就き各約六十のマナアの例證を擧げ、然る後に曰く「Copyholder の享有する保障の程度は甚しく異なる。相傳の公簿保有たる場合には、小作人が慣習違反により權利の喪失を招かざる限り、それは法律上完全である。契約繼續の權利を有する終身の保有地は前者と事實上同様である。終身或は數代の土地は不安である。繼續の權利なき數年の公簿保有は賃貸借と殆ど異なる所はない。大體に於て、Savine 氏の研究に附加すれば、終身或は數代の公簿保有は Copyhold of inheritance よりも通例にして、一定の納金(賃借料一時金)は例外にして、不定の納金が通則としたのであるとの結果に「Tawey 到達したのである。(P301) Ashley は其「英國經濟史及經濟學說」第二卷の第四版序文に於て二人の米國の學者の研究によつ

英國經濟史研究の諸文獻 (高木)

て中世末、近世初期の英國農業史の問題は新なる階段に進められたることを指摘する。其一は前に擧げたる Page; End of Villainage in England として、他は Gay: Inclosure in England in the Sixteenth Century である。從て假令アシユレーは之等の結論を悉く認容するには非ざるも黒死病と農民一揆の關係に關して彼の同書を讀む者は Page の研究を參照すべきものなりとし、又同書中チュールドル朝時代の圍墻の地理的範圍の測定に關する自己の所論は Gay の研究に照して著しく修正せらるべきものなりと云ふ。而して此 Gay: Inclosure in England in the Sixteenth Century (Quarterly Journal of Economics, August, 1903) は大體次の如き内容を有するものである。

アシユレー教授が十年前(一八九三年、第二卷第一版)に、農業革命の貴重なる章節と共に第十五、六世紀の圍墻に關する最初の地圖を吾人に與へたれども、此時代及第十八世紀の文獻中の僅少なる地方的資料に基礎を置きたるものにして、其不充分なる證左により、其地圖は必然尙多くの足らざる所あるを免れない。茲に Gay 教授が同論文中に掲げたる地圖は専ら、相次いで起る民衆の怨嗟の聲に動かされて派遣されたる政府委員の蒐

(五六)

一〇五

集による調査、報告に據るものである。政府委員は、舊農業制度の開放地の圍墻及び斯く圍墻されたる耕地を牧場となすによりて生ぜる人口減少及農作の衰微に關して地方陪審員の報告を集めた。斯る調査は一五七—一九年、一五四八年、一五八八年、一六〇七年になされたのである。其中一五四八年及一五六六年の調査は明に多く進行しては居ない。しかし、其他の二者は各々既往三十年を包括するものにして極めて多數の有益なる資料を供するものである。而して之等の報告の記載事項は通例農家の破壊、耕地の圍墻及牧場への轉換の責ある違反者の氏名斯る違法行爲の行はれたる時及場所、關係土地の面積、及其他放逐されたる人員數、廢棄せられたる農具の數等の如き詳細なる事項をも示す。Gay 教授は之等の詳細複雑なる事項の觀察に便せしめんがために能ふ限り其結果の要點を摘記して一の表を作成した。(同論文 *Part* 掲載)而して假令、種々の缺點は有すべきも一五七七年の第一回調査に對する總計數は一四八五年、一五七七年間の圍墻の最低査定數と見るべく、英國の他の地方に於ける圍墻運動の相對的範圍の明瞭なる指標と見ることが出来るであらう。しかし此結果を利用して一六〇七年に到るまでの農業的變遷の全進歩の或一般觀念を形成することが出来るであらうか。第一に此調査に於て、事實の隱蔽或は曲解の多く企てられたるべきことは疑ひ得る所なるも、此誤謬の要素に對する酌量は大きなを要せず、如何なる場合にも此問題に於ける此要因の數字的算定に對する充分なる基礎はないのである。次に、此調査の中に表示せられざる諸州が圍墻の總計に對して或注目

すべき割合を持つに非ざるかとの疑惑がある。其等の十六州の中には、或程度の圍墻が行はれたるも其外面的證左殆どなしとは、在り得べきことであらう。然るに之等十六州の多くは實に此時代の圍墻運動の圏外に在りしことは知り得るを以て、之等の疑惑も重視するに足らないのである。第三の問題は進歩の速に關するも、此點に就ても Gay 教授は、此運動は第十五世紀中葉以後、徐々確實に進みたるものにして一四八五—一五七七年間の調査を以て算定の基礎となすもそれによつて圍墻の結果を過大視するの虞なきものとなす。従て大體の近似概當を得んがためには一五七七年調査の數字より推定して、其目的に充分役立つものである。依て各地方別に從て一四五五年より一六〇七年に至る圍墻の面積が表を以て示される。(Part 參照)

而して Gay 教授の到達せる結論は、第一に一世紀半の間に二十四州の全土地面積の二、七六%或は五%に影響を與へたる農業的變化は確に左程恐るべきことではないのである。各三十年毎に七千或は一萬人の割合にて、農民を其慣習的業務より漸次に移動せしめたるは第十六世紀の英國としては勿論或恐怖を生ぜしめたであらう。而も圍墻より生ぜる軋轢は斯く割合に大なるも、尙實に人民の比較的小部分に限られ、人民の變動も相續く數世代を通じて漸進的に進んだと思はれる。其人口移動は其始めには社會的弊害を感じたるも、實際に於ては、不幸の如くにして實は、國家的幸福であつたのである。即ち英國後代の産業的優越に向ふ必須なる第一歩であつた。又、或地方に於て穀物に代ふに牧草を以てする此變化の社會的結果は、或程度まで、

第十六世紀に於ては靜寂にして、次の二世紀に著明となる、荒蕪地の耕地開墾運動によりて著しきものとなる。若し圍墻による舊三圃制農業の一般的崩壊が "Agrarian Revolution" と呼ばれるとせばそれは三世紀に亘る徐々たる發達にして一七六〇年後に始めて其眞の最高潮を見たるものである。第十六世紀の圍墻運動が黒死病の如く、英國農民を潰滅せしめたりとの言は、唯餘りに誇張の言と稱すべきである。

第二に人口減少の調査の統計的結果は第十五世紀より第十七世紀までの特徴的圍墻運動が多く中部地方諸州に限られたるを示す。實際、全時代の資料は皆中部地方に限られて居る。而して此説に反對して中部地方以外の圍墻多きを主張する者に對しては、前時代の圍墻の地方と此時代の圍墻との別を以て答へる。此二個の全く相異なる居住並に農事の形態の別、即ち前者は凝集村落と開放耕地を有し、後者は其散在せる農家及圍墻せる耕地を有するものとの別は認められねばならないのである。第三に此官憲の調査の研究より得る一般的結論は、農業改革に向ふ水勢の最も強烈なる中部地方にありてすらも唯習慣及偏見の淺瀬によつて阻みて多數の細流となしたに止まる。斯くも廣汎なる不平怨嗟の中に、比較的極く少數の大規模の農民驅逐を發見するばかりなるに驚くのである。且つ同調査は、圍墻は小保有地のものにして、中部地方の諸州に對しては平均三十乃至六十エーカーに亘ることを示す。

しかし、以上の叙述は此時代の農業的變遷の總べての特徴に觸るゝものではない。尙農場の獨占、兼併、地代及公簿保有納

金等の、圍墻なくしても發生し得べく、又現に發生したる事を別としても尙他の形態の圍墻即ち共同荒蕪地の圍墻である。而も之等の圍墻は多く何等直接にして著明なる變化を伴はない。假令圍墻の範圍並に其社會的結果が或眞の割合に齎らされたりともせよ、社會的經濟的過度時代の必然的苦痛に對する同情は之によつて減せらるべきものではない。

以上其論旨の梗概を示したる Oay 教授の論文中、圍墻の割合に關する點は、地圖に表示して前掲 Johnson: The Disappearance of the Small Landowner 中に收められて居る。

而して圍墻に關するチユードル朝の法制の概要は、Slater: English Peasantry and the Enclosure of Common Field (1907). Appendix D. Pp322—330 に與へられて居る。一八四五年の General Enclosure act 以前の圍墻に關し、Statute of Mortmain (1235)以下各時代の二十七の法令力の綱要を記されてある。尙既に述べたる如く、圍墻に對する政府の干渉及其結果に關する有益なる説明が Tawney; The Agrarian Problem in the Sixteenth Century 中に收められて居る。

アシユレ教授が、マナアの崩壊並に圍墻運動

に關し吾々初學者に參讀すべきことを奨めたるものは以上の數書及 Jones; Peasant Reuts (1865)である。

マナアの崩壞並に圍墻に關して、尙其他に多くの參讀すべきものあるは勿論である。

例令、前に本稿第一項に於て擧ぐべし「English Field System, Lipson: the Economic History of England. ch. III—IV. Cheyney; Industrial and Social History of England. ch. VVI Hasbach: a History of English Agricultural Labourer. ch. I; Proterro (LoraErnle): English Farming Past and Present oh. II—IV. Curtler: the Enclosure and Redistribution of Land ch. V—XI等の如き其中に數ふることが出来るであらう。之等の諸著に就て記すことは更に餘りに冗長を以て煩すべきを以て他日に讓るも唯黒死病者前後のマナアの狀態及農民一揆に關する限りに就ては、Lipson, Cheyneyの研究は多く最近、久保田明光氏「一三八一年の英國農民一揆の原因に就ての經濟史的研究」(國民經濟雜誌第拾四卷第五號所載)の論文中に收められてたることを附

記する。從來多く一の單位としてのマナアに多くの研究が行はれたるに對しマナア相互間の關係等外部的方面より觀察してマナア崩壞に就きて新なる説明を與へたる極めて興味多き研究は Gras, Fulton of the English Corn Market にして同著者の The Farly English Custom System と共に英國經濟史に對し大なる貢獻をなせるものである。

終りに最近此方面の問題の研究に於て、槇教授の「英國中世社會の法的基礎と其變動」(史學第二卷第一號)は多大の感興を以て筆者の再三精讀し極めて多くの得る所ありしものである。(終)

附記、本稿は當初の企ては漸く半に達したるに過ぎざるも一先づ擱筆す。冗長粗雜なる文を以て長く讀者を煩はしたるも、冀くは多大の寛容を以て閱讀を賜ひたる讀者にして筆者の誤謬不知等を匡正、教示し賜はらば眞に此上なき幸と信す。

高 木 壽 一